

## カナダコロンビア会社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるコロンビア会社とは、カナダのブリティッシュコロンビア州 (British Columbia: B.C.) の「事業会社法」(Business Corporations Act、第 57 章) に基づきカナダのブリティッシュコロンビア州で設立された株式会社を指します。

当事務所はカナダコロンビア州において株式会社を設立する費用が2,900米ドルです。上述の費用には、1年間にわたるコロンビア州バンクーバーでの登録住所や登録代理人のサービス費用、モデル付属定款 (Bylaws)、及び登録の際にコロンビア州会社登記所 (BC Registry) に支払うべき登録料が含まれています。

コロンビア州株式会社を設立する際に、クライアント様は株主、取締役となる者、支配人、秘書役 (有する場合) の身分証明書類 (パスポート又は会社設立証明書) 及び住所証明書類 (公共料金領収書、電話料金領収書又は登録住所) を提供する必要があります。

会社名に規制用語がない、又は行おうとする事業に規制事業がないため、ライセンス・許可の別途申請の必要ない場合は、コロンビア州株式会社設立の所要時間は約 5~10 営業日です (郵送時間を含まない)。

啓源はカナダ会社に関するサービスを提供できます。例えば、カナダ会社の秘書役を務めたり、登録住所を提供したり、香港又はシンガポールの銀行に会社銀行口座を開設したりします。具体的には当見積書の第 2 節をご参照ください。

クライアント様のカナダ会社は行おうとする事業が規制事業であり、ライセンス・許可の別途申請が必要である場合、又は郵便物の転送、物品・サービス税の登録や申告が必要である場合、当見積書の第 2 節をご参照ください。

本見積書はあくまでも参考用であり、実際の費用は当事務所が最終的に提供される金額を基準とします。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. サービス項目と費用

当事務所がカナダコロンビア(バンクーバー)においてモデル付属定款に基づいて株式会社を設立する費用は 2,900 米ドルです。具体的には以下のサービスが含まれます。

### 1.1 設立手続きと書類のファイリング

- (1) カナダコロンビア会社設立に関する問題を回答し、アドバイスを提供する
- (2) 株主及び取締役の身分証明書類と住所証明書類の審査(デューディリジェンス)
- (3) 類似商号調査と商号予約申請
- (4) バンクーバー(B.C.)会社登記所への登録料
- (5) バンクーバー(B.C.)のモデル付属定款の作成
- (6) 初回の取締役会の議事録の作成
- (7) 会社銀行口座開設に関する議事録又は決議書の作成(必要な場合)
- (8) 会社設立証明書類一式の作成(会社印、株券、株主名簿、取締役名簿、株式譲渡元帳、議事録等を含む)

### 1.2 バンクーバー(B.C.)の登録代理人と登録住所

コロンビア会社法の会社設立の登録代理人及び登録住所に対する要求に該当するために、啓源は、1 年間にわたるバンクーバー(B.C.)での住所をクライアント様の会社の登録住所として提供し、B.C.会社をクライアント様の会社の登録代理人(Registered Agent)として提供します。

備考:

- (1) 上述の費用には会社設立の規定費用が含まれていますが、書類の郵便料金(有する場合)が含まれません。
- (2) 当見積書の全ての費用は税抜金額です。クライアント様は増値税発票が必要な場合に、現行の税率で増値税を別途支払う必要があります。

## 2. オプションサービス

項目	内容	費用(米ドル)
1	バンクーバー(B.C.)における郵便物を受け取る住所(備考1)	500
2	連邦物品・サービス税登録(Goods and Services Tax)(備考2)	300
3	コロンビア州売上税登録(Provincial Sales Tax)(備考3)	300
4	ライセンス申請(備考4)	別途相談
5	カナダ現地銀行口座の遠距離開設(備考5)	500
6	その他の設立要件(備考6)	別途相談

備考:

- (1) クライアント様は同時に当事務所のカナダコロンビアバンクーバーにおける住所を登録住所とし、銀行、政府からのレターやビジネスレターを受け取ることができます。当事務所は代理してレターを処理します。当事務所は実際に発生した国際郵送料金をクライアント様に請求します。特にご指示がない限り、当事務所は(i)の方法でレターを処理します。
  - (i) 月に1回レターを開け、レターのスキャンデータを電子メールにてクライアント様に送付します。レターの実物はメール送信後1ヶ月に廃棄されます。
  - (ii) レターの実物をクライアント様に毎月1回転送しますが、郵送実費が別途請求となります。
- (2) 通常、クライアント様のバンクーバー(B.C.)会社は販売、賃貸等の課税行為を行い、且つその会社(支店を含む)の全世界課税所得が30,000カナダドルを超える場合、カナダ税務局に連邦物品・サービス税登録を行う必要があります。登録手続きは約1営業日かかります。当事務所は連邦物品・サービス税番号を取得した後、クライアント様に通知します。
- (3) カナダ連邦物品・サービス税に加えて、コロンビア州会社は売上税を源泉徴収・納付しなければなりません。コロンビア州売上税は小売税でもあり、コロンビアにおいて課税商品・サービスを購入・使用することに適用されます。通常、BC州の株式会社は課税商品を販売・賃貸し、又はソフトウェアもしくはその他の課税サービスを提供する場合、コロンビア州財政部に州売上税登録を行わなければなりません。当該登録手続きは最大30営業日かかります。当事務所は州売上税番号を取得した後、クライアント様に通知します。
- (4) 一般的に、クライアント様のコロンビア州会社は啓源が提供する登録住所を使用し、行おうとする事業が規制事業でない場合、ライセンスを別途申請する必要がありません。クライアント様は事業活動の種類及び営業場に応じて、州又は連邦ライセンスの申請が必要である可能性があります。具体的には当事務所にお問い合わせください。
- (5) 啓源はクライアント様のコロンビア州会社のためにカナダの銀行で遠距離銀行口座開設を支援することができます。会社の責任者は銀行口座開設担当者の面接を受け取り、銀行口座開設担当者の前に口座開設申請書に署名する必要があります。当事務所はクライアント様に紹介及び支援を提供することに限り、銀行は申請を承認又は拒否する最終的な権利があります。啓源は銀行口座開設の成功を保証かねます。
- (6) クライアント様のコロンビア州会社は従業員を雇用する予定の場合に、労働省に登録を行わなければなりません。従業員に給与・賃金・チップスを支払う予定の場合、カナダ税務署に登録をして給与税源泉徴収口座を取得する必要があります。カナダ非居住者として株式会社を経営する場合、法人税口座を開設するためにカナダ税務署に登録を行う必要があります。コロンビア州で設立された株式会社は商品を輸出入しようとする場合、カナダ国境サービス庁に登録を行う必要があります。啓源は相応するサービスが提供できます。詳細については当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

### 3. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

### 4. 会社の基本構造

コロンビア会社設立の最低要件は以下の通りです。

- 自然人たる設立者は 1 人以上でなければならない
- 国籍を問わず、法人又は個人たる株主は 1 名以上でなければならない
- 国籍を問わず、個人たる取締役は 1 名以上でなければならない
- 役員は自然人であり、且つ取締役によって委任されなければならない
- 発行する株式の総数及び金額は取締役会によって決定される
- 会社の登録住所はコロンビアにある

### 5. 必要な書類

コロンビア会社を設立するには、クライアント様は下記の書類を提供しなければなりません。

- (1) 全ての株主、取締役、支配人、秘書役(有する場合)のパスポートのコピー及び住所証明書類(直近 3 ヶ月以内の公共料金領収書、電話料金領収書、銀行取引明細書)。株主が法人である場合、その会社の設立証明書類、登録住所、会社の 10%以上の持分を保有する自然人の身分証明書類及び住所証明書類をご提供ください。
- (2) 株主が法人の場合、会社と(会社の 10%以上の持分を保有する)実質的支配者との関係を説明する組織構造図をご提供ください。
- (3) 記入済みの設立フォーム(デューディリジェンス(Due Diligence)フォームを含み)(啓源が当該フォームを提供する)

上述のコロンビア会社の株主、取締役、支配人の身分証明書類及び住所証明書類は、啓源のスタッフ、会計士、弁護士、公証役場(公証人)又は銀行マネージャーによって認証されなければなりません。

上述の身分証明書類及び住所証明書類は英語で表記されない場合、英語に翻訳する必要があります。



## 6. 設立手続きと所要時間

コロンビア会社設立手続きは円滑に進む場合に、10 営業日以内に完了できます。具体的には以下の通りです。

項目	内容	時間 (営業日)
1	クライアント様はカナダコロンビア州(バンクーバー)会社設立を啓源に委託し、啓源は請求書をクライアント様に発行する	1
2	クライアント様は必要な書類(第5節)を啓源に提供すると同時に、啓源のサービス費用を支払う	お客様による
3	啓源はコロンビア州会社登記所に予定の会社が使用できるか否かについて検索する	1~3
4	啓源は会社設立申請書類(会社設立申請書やモデル付属定款等を含む)を作成する	1
5	啓源は会社設立申請書類をクライアント様に送信し、クライアント様は書類に署名した後啓源に返送する	お客様による
6	啓源は会社設立申請書類をコロンビア州会社登記所に提供し、指定される登録料を納付する	1
7	コロンビア州会社登記所は申請書類を審査し、問題がなければ5~10営業日に(政府の印章が付いており、登録番号が記載されている)会社設立証明書を発行する	5~10
8	会社設立成功後、啓源はその後の手続き(会社印の刻印等)を行う。	7
9	設立手続き完了後、啓源は会社設立証明書類及びその他の書類をクライアント様に郵送する(クライアント様は啓源のいずれかの事務所に書類を取得できる)	1

備考: 上述の時間は推計時間であり、あくまでも参考用です。また、上述の手続きと時間はライセンス・許可の別途申請が不要である場合にに基づきます。

## 7. 登録書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

カナダコロンビア州会社設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 政府の印章が付いている会社設立証明書(Certificate of Incorporation)
- (2) コロンビアのモデル付属定款(Bylaws)
- (3) 会社印
- (4) 株主名簿、取締役名簿、株式譲渡元帳の記載に使用される法定記録冊
- (5) 初回取締役会の議事録
- (6) 空白株券 10 枚

クライアント様は啓源のいずれの事務所にお越して以上の書類を取得することもできます。

## 8. 年次維持費用

カナダコロンビアで設立された全ての会社は年に一回年次報告書を提出しなければなりません。年次報告書は会社設立記念日から2ヶ月以内に提出する必要があります。啓源の年次維持サービスは費用が年間900米ドルであり、年度の登録住所・登録代理人サービス及び年次報告書の作成・提出を含んでいます。上記のサービスには会計記帳、税務申告が含まれません。当事務所は締切日の2ヶ月前に年次維持事項をクライアント様に通知します。

以上の基本的な年次維持要件に加えて、カナダコロンビアバンクーバー会社はコロンビア州「会社法」、連邦及び州の税制に規定されている各規定を遵守する必要があります(例えば、会計証憑の保存、所得税申告書の提出、年次維持事項など)。啓源の米国事務所は登録されている専門会計事務所として、コンプライアンス維持サービスを全面的に提供できます(例えば、会計記帳、税務申告、給与計算・支払など)。詳細については当事務所の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)